

令和4年第8回農業委員会総会議事録

令和4年8月17日（水）第8回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員17人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
	2番	小田 正廣		3番	宮本 武博
				4番	赤井 勝利
	5番	小川 広文		6番	三上 雄二
				7番	倉脇 敏弥
	8番	井藤 孝久		9番	藤本 彰
				10番	神山 順一
	11番	宮脇 繁		12番	眞壁 勲二
				13番	伊達 修史
	14番	藤川 雅		15番	山田 條一
				16番	大原 砂利

推進委員10人

	1番	谷岡 收藏		2番	眞壁 正司		3番	泉 登
				4番	溝尾 美恵子		5番	三輪 金樹
				6番	後藤 保夫		7番	妹尾 良和
				8番	信谷 昌吾		9番	逸見 則夫
	10番	奥津 賢司						

欠席委員 1人

17番 奥津 忠和

議事	議案第32号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第33号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第34号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
	議案第35号	現況証明に係る現況認定について

報告事項	農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について
	法務局照会について
	完了届について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	森本 裕子
	主査	平田 浩二
	主査	小林 淳

(開会時刻 午前9時30分)

平田主査	委員の皆様おはようございます。ただいまから新見市農業委員会第8回総会を開催いたします。本日の出席は、27名で欠席の方は17番奥津委員です。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。毎日暑い日が続きましたが体調はいかがでしょう。まだまだ暑い日が続きますので、しっかり身体のメンテをしていただきたいと思います。今日から始まります利用状況調査に毎月の現地調査、利用調査を引続き、身体に十分注意して行って下さい。先月の農地パトロールは暑い中、ありがとうございました。パトロール中に確認されました、耕作されている真ん中へんに耕作されていないところがありました。今後は、集積集約するにおいても5枚で1反、1反5畝しかないなどがありますが、せめて3枚から5枚を一つにして農地改良をする。1m、1m50ぐらいの高低差であればまとめてしまう方法を、何かの利用で捻出するようなことを考えていただければと思っております。本日も、よろしく申し上げます。
平田主査	続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、7番倉脇委員に先導をお願いいたします。
倉脇委員	「農業委員会憲章」の先導
平田主査	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしく願いいたします。
会 長	それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしく願いいたします。 それでは、ただいまから日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、1番仲田委員、2番小田委員をお願いいたします。 続きまして日程2「議事」に入ります。議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	議案第32号農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が4件ございました。まず、1番でございますが、現地確認を8月4日に行っております。場所は正田、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人

は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有していません。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積10aを超えておりますので該当はございません。第6号、貸借ではありませんので該当はございません。第7号ですが、譲渡人は今後耕作しない予定で、隣地と合わせて譲受人に売買することを希望しており、譲受人は引き続き農地として耕作するため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。13番

伊達委員

13番伊達です。確認を8月9日に逸見会長、三輪推進委員と行いました。場所は、正田コンビニエンスストアから西へ100mいったところにありました。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第32号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続いて議案第32号農地法第3条2番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、2番でございますが、現地確認を8月4日に行っております。場所は、正田、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は3名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。

譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積10aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人は申請地を相続したが、長年にわたり管理・耕作している農家に申請地を贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。13番。

伊達委員

13番伊達です。確認を8月9日に逸見会長、三輪推進委員と行いました。場所は、上広瀬橋から南へ300m行ったところにありました。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第32号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続いて議案第32号3番の議案について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、3番でございますが、現地確認を8月4日に行っております。場所は、千屋、現況地目は田2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は2名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6

号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人が県外に居住していて耕作できず、譲渡先を検討した結果、申請地の取得を希望する農家に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。2番。

小田委員

2番小田です。現地確認を8月7日、真壁推進委員としました。場所は、スーパー林道から朝間1号線を北上し朝間線との合流から100m先に●●●番、また100m行った先に●●●番●が右道下にありました。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第32号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定といたします。続いて議案第32号4番の議案について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、4番でございますが、現地確認を8月4日に行っております。場所は、哲西町上神代、現況地目は畑2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は大豆、作業従事者は2名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を確保しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該

	<p>当はございません。第7号ですが、譲渡人が長年耕作できず荒廃している申請地について、取得できる農地を探していた法人に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。6番。</p>
三上委員	<p>6番三上です。確認を8月8日に、奥津委員、奥津推進委員、私と3名、近隣の方3名とで行いました。場所は、JR芸備線市岡駅の真裏にあります。国道、JRがありその奥にある旧道の西側へあります。荒廃しており、特に上側の道は竹藪状態でした。近隣の方は、竹の根に困っていると言われております。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。推進委員7番。</p>
後藤委員	<p>推進委員7番後藤です。譲受人は以前、借受け、所得した農地で椎茸栽培予定でしたが確実にできているのか。竹が生えているところを開墾して作られるのか、確認はされているのですか。</p>
小林主査	<p>以前ソーラーシェアリングの申請をした会社ですが、現在、椎茸、キクラゲを生産しており、県にも報告させていただいております。出荷の報告を定期的にいただいております。一時期、菌床が不足しているとのことでしたが、それも落ち着き現在は正常に行っています。竹が生え荒廃している土地ですが、そこは重機を使用し竹を撤去することで申請が出ており、竹を全て取ったうえで大豆を作ります。</p>
会 長	<p>はい、10番。</p>
神山委員	<p>10番神山です。厳密に言いますと、前の会社とこの会社は違うようになると思いますが、前は、薪をすることになっておりましたが現在はパネルだけがある状態です。適正に出していますということですが、キクラゲも、農業として認められるようなかたちで出されているのか、そのような資料が無いと正しく判断できないのではないのでしょうか。それらの資料を含めて慎重に判断させていただきたいと思います。資料不足です。</p>

会 長	<p>以前のものは、農地転用でした。今回は、農地としての売買なので途中で監視できます。転用は、農業委員会として関われません。キクラゲ、椎茸は、今までは普通栽培してできる70%は取らないといけないとのことでしたが、法律が変わり植えておけば良いことになりました。今回の3条4番は、農業委員会として監視できると思います。</p>
三上委員	<p>現地から500mほど東城方面に行ったところで、別の耕作者ですが、重機を使い荒廃農地を農地にしておられますので、こちらを許可しないのは難しいのではないかと思います。許可した農地へ度々行き、条件が整っているか指摘します。もし許可がでましたら、事務局と一緒に譲受人ご本人に、条件、近隣の方に言われていることを含めて、話をしようと思っております。</p>
神山委員	<p>近隣の方は、あまり賛成されていないのですか。</p>
三上委員	<p>3人それぞれで微妙に違います。草とか竹を刈ってくださいと、竹の根が敷地に入ってくるので竹を早く取って欲しいことは口を揃えて言っておられましたが、他に意見を色々言われております。</p>
会 長	<p>売買で購入することで、書類も揃いそれを農業委員会が拒むことはできないのではないかと思います。その後、どのようにするか指摘はできます。他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第32号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続いて議案第33号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>議案第33号農地法第5条について、第5条の申請につきまして、1件申請がございました。第1番でございますが、現地確認を8月4日に行っております。場所は正田、現況地目は田1筆でございます。転用目的は分譲宅地です。転用理由ですが、申請地を造成して、分譲用宅地とするもので、許可済の件の一部拡張です。契約の種類は売買による所有</p>

	<p>権移転です。工事期間は許可日から令和4年10月31日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地準工業地域と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地購入費・造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。13番。</p>
伊達委員	<p>13番伊達です。確認を8月10日に、逸見会長、三輪推進委員と3名で行いました。場所は、3条で説明しました土地に隣接しておりました。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。1番。</p>
仲田委員	<p>1番仲田です。地番が非常に近いですが、32号のほうでは野菜を作ることになって1年間は耕作しなければいけませんが、33号は分譲宅地となっていますが、32号はいずれ宅地になるのではないかと考えます。そのへんはいかがでしょうか。確認はされましたか。</p>
伊達委員	<p>地理的に33号は今でも作られておらず水浸しです。今のところ32号は耕作されております。</p>
会 長	<p>他にご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第33号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>
全 員	<p>「よろしい。」</p>

会 長

それでは諮問不要とし、許可決定とします。続きまして、議案第34号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定で利用権設定の新規について、事務局の説明をお願いします。

森本局長

今回、新規の貸し付けが35件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番大佐小阪部、田3筆、3年4ヶ月使用貸借、2番大佐小阪部、田1筆、3年4ヶ月使用貸借、3番大佐永富、田4筆、3年4ヶ月使用貸借、4番大佐永富、田4筆、大佐小阪部、田1筆、3年4ヶ月使用貸借、5番大佐永富、田2筆、3年4ヶ月使用貸借、6番大佐永富、田1筆、3年4ヶ月使用貸借、7番大佐永富、田2筆、3年4ヶ月使用貸借、8番大佐永富、田4筆、3年4ヶ月使用貸借、9番大佐永富、田1筆、3年4ヶ月使用貸借、10番大佐永富、田1筆、3年4ヶ月使用貸借、11番大佐永富、田1筆、3年4ヶ月使用貸借、12番大佐永富、田1筆、3年4ヶ月使用貸借、13番大佐永富、田1筆、3年4ヶ月使用貸借、14番大佐永富、田2筆、3年4ヶ月使用貸借、15番大佐永富、田1筆、3年4ヶ月使用貸借、16番大佐永富、田1筆、3年4ヶ月使用貸借、17番大佐永富、田1筆、3年4ヶ月使用貸借、18番大佐永富、田2筆、3年4ヶ月使用貸借、19番大佐永富、田1筆、3年4ヶ月使用貸借、20番大佐永富、田2筆、3年4ヶ月使用貸借、21番大佐永富、田1筆、3年4ヶ月使用貸借、22番大佐永富、田1筆、3年4ヶ月使用貸借、23番大佐永富、田1筆、3年4ヶ月使用貸借、24番大佐小南、田2筆、3年4ヶ月使用貸借、25番大佐小南、田1筆、3年4ヶ月使用貸借、26番大佐小南、田1筆、3年4ヶ月使用貸借、27番大佐小南、田5筆、3年4ヶ月使用貸借、28番大佐永富、田1筆、大佐小南、田1筆、3年4ヶ月使用貸借、29番大佐小南、田1筆、3年4ヶ月使用貸借、30番大佐小南、田2筆、3年4ヶ月使用貸借、31番大佐小南、田2筆、3年4ヶ月使用貸借、32番大佐小南、田1筆、3年4ヶ月使用貸借、33番大佐小南、田2筆、3年4ヶ月使用貸借、34番大佐小南、田2筆、3年4ヶ月使用貸借、35番哲西町上神代、田1筆、6年使用貸借、35番については貸付人の面積に誤りがありましたので5306㎡に修正をお願いいたします。尚、1番から34番については農地中間管理事業、35番については借受人が個人から法人になったため新規となっております。新規については以上です。

会 長

新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。推進委員7番。

後藤委員	<p>推進委員 7 番後藤です。場所は、新見勝山線、●●自動車の線路むこうに 1 番から 3 番と 3 4 番と 4 番の●●●●があります。3 1 番が下水処理場のそばにあります。あとは、中学校から●●集落の中に一括してあります。以上です。</p>
会 長	<p>続いて 3 5 番を推進委員 1 0 番。</p>
奥津(賢)委員	<p>推進委員 1 0 番奥津です。8 月 8 日に奥津委員、三上推進委員と 3 人で確認しました。前回の委員会でもありました社名変更で新規となっております。</p>
	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。</p>
	<p>これについて、ご意見ご質問はございませんか。1 番。</p>
仲田委員	<p>1 番仲田です。1 8 番と 1 9 番ですが、耕作者が 1 8 番は●●●●で 1 9 番は●●●●となっていますが、これは、地域割をして担当者を決めているのですか。</p>
後藤委員	<p>窓口は●●●●がして●●●●に近い方はまるまる●●●●が作り、逆の方は●●●●が作る。戸口は●●が作る。と話合いで決まっております。</p>
会 長	<p>他に、ご意見ご質問はございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第 3 4 号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>全員賛成と認め、新規は決定いたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。</p>
森本局長	<p>再設定が 3 件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。</p>

会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
全 員	(ありません。)
会 長	再設定について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第34号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第35号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	議案第35号現況証明に係る現況認定について、次に現況証明の申請につきまして、1件申請がございました。第1番でございます。確認を8月4日に行っております。場所は千屋、台帳地目は畑4筆です。現況地目は山林・原野でございます。理由は、申請地は平成元年頃から耕作放棄し、現況のようになっている、というものでございます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。2番。
小田委員	2番小田です。確認を8月9日、泉推進委員と行いました。場所は、朝間1号線と朝間線の合流から北へ約50m行ったところの右上にビニールハウスがありその上です。山林になっております。●●●●番は国道を北上し●●●の市道が走っておりますその右上にあります。原野になっておりました。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第35号についての認定に賛成の方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、認定いたします。それではここで10分間休憩をとります。 ～ 休 憩 ～
会 長	はい、時間がまいりましたので再開します。報告事項に入ります。農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用の申請が2件ございました。すべて携帯電話無線基地局の新設によるものです。第1番は、場所は神郷下神代、現況地目は畑1筆、工事期間は令和4年7月5日から10月31日までとなっております。第2番は、場所は哲西町大竹、現況地目は田1筆、工事期間は令和4年8月8日から令和5年3月31日までとなっております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日のみ報告願います。1番を1番。
仲田委員	1番仲田です。7月9日から8月16日まで、ほとんど毎日確認しております。
会 長	次に、推進委員10番。
奥津(賢)委員	推進委員10番奥津です。8月8日に確認しました。続きまして、法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	法務局照会について今回1件ございました。1番の場所は菅生、確認を7月19日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は雑種地という申請で、時期不詳で雑種地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。4番。
赤井委員	4番赤井です。場所は、菅生市民センターを上にあがりグラウンドがあります、そこから500m南に下ったところにありました。三代ぐらい

	前から雑草地になっておりました。以上です。
会 長	続きまして、完了届について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	完了届が6件出ています。1番大佐大井野地内、農地法第5条、駐車場、2番哲西町矢田地内、農地法第4条、墓地、3番哲西町上神代地内、農地法第4条、墓地、4番足見地内、農地法施行規則第29条、農機具倉庫、5番神郷油野地内、農地法施行規則第29条、作業小屋、灌水施設、資材置場、6番神郷油野地内、農地法第5条、雪堆積場となっております。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。順次1番から3番。
宮本委員	3番宮本です。8月16日に山田委員と後藤推進委員と確認しました。駐車場ができておりました。以上です。
会 長	6番。
三上委員	6番三上です。確認を8月15日に行いました。2番、3番とも墓地ができておりました。
会 長	続いて10番。
神山委員	10番神山です。7月14日に確認しております。
会 長	16番。
大原委員	16番大原です。5番6番を、7月15日に確認しました。どちらもできておりました。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。
事務局	(ありません。)
会 長	続きまして、その他農地パトロールの報告を各班の代表よりお願いします。1班から順次お願いします。

眞壁委員	<p>上市の●●、20aでカヤを作っております。近くの●●ハウスの隙間として4年前から行っております。上市でこれほどのカヤを作っているところはありません。こちらを調査しました。2番、上市坂本の●●●●●氏の休耕している10aで太陽光発電用地の申請が出ております。●●●●●氏に確認に行きましたら契約破棄にしたと、これはできないでしょう。3番千屋実の●●●●●氏、農機具倉庫は完成しておりました。4番菅生、●●●●●氏ほか7名で、4haの田が休耕田になり雑草が生茂っております。それから、熊谷●●、川向うに●●●●●がほだ木の処理場として使用しており、そのほか一部水田がありますが約5haの広い範囲が休耕の状況です。以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。次、2班、9番。</p>
藤本委員	<p>9番藤本です。2班は、法曾地区の茶畑を見て回りました。●●●●の前の山南から100町ぐらいあるのではないかと思いますですが荒れておりました。次へ移動する予定でしたが、天候が悪くなりましたので終了いたしました。</p>
会 長	<p>続いて3班、15番。</p>
山田委員	<p>15番山田です。田治部地区を回り途中、完了届用紙をお渡しし田治部地区はあまり変わらない状態です。豊永赤馬川筋地区、先の大雨で●●●●●の完了を見て回りました。あと、住宅用地の完了を見て回りましたが、こちらは留守でした。地区を一回りしましたが、遊休農地、荒廃農地へと半分以上が荒れておりました。以上です。</p>
会 長	<p>4班、1番。</p>
仲田委員	<p>1番仲田です。5件回りました。舞尾地区、嵩上げ申請ですがまだ1割もできておらず、後で本人に延期願いを出して頂くように、お願いし書類をお渡ししました。次に高瀬地区に行き、トマト団地へ行きパトロール会長以下おられたのでそちらに寄りました。そして●●●●の駐車場を見に行きました。ほとんどできておりますが完成できてないので延期願いをお渡ししました。次に油野地区へ回り、今日完了届が出ておりますが、完了届をお渡ししました。釜村地区の農地改良ですが、●●●●●が太陽光発電で新見日南線の工事残土で嵩上げする予定でしたが、地権者とトラブルがあり出来ておりません。皆さんの知恵をお借りし解決しなければと考えております。後は、問題ないと思います。以上です。</p>

会 長	続いて5班、11番。
宮脇委員	<p>11番宮脇です。哲多地区を回りました。これまで出た転用、嵩上げを見て回りました。1つ目は、事業所の拡張ですが、埋立敷地を造成中で確認しました。2つ目は、昨年10月に家と農地を買入されてます。田は水稻をされており、畑は、当時は荒れておりましたが、きれいに草も刈られて全部ではありませんが作付けされております。家族4人で移住されており、収益性のあるものはないかと相談も受けました。積極的に意欲を持って行われております。3つ目は、段差のある畑、田を嵩上げるもので、一部7m、8mもあるところでしたが、ほぼ完了しておりました。完了届を出すようお願いしました。4つ目は、田淵地区、宅地にする申請でしたが、宅地の造成が出来ており、これから建物にかかる状況で完成にはもう少しかかるようです。後、本郷地区ですが、農地として綺麗にされてある真ん中で荒れている箇所がありました。遊休農地でAランク状態のようです。所有者を調べて改善相談しましたが返事はまだです。以上です。</p>
会 長	続いて6班、6番。
三上委員	<p>6番三上です。哲西地区パトロールリスト5件、全般的に復旧農地、荒廃を見て回りました。リストの5件の内、2件は完了しており今日報告がありました。後の3件は、業者の都合、資材の延着で進んだはおりますが1件は完了すると思います。2件は同じ人で、遅れそうなら延期願いをお願いしようと思います。遊休農地は、特に目立ったものはありませんでした。以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。このパトロールで、利用状況調査の目合わせができたのではないかと思います。今後ともよろしく願いいたします。</p>
小林主査	<p>事務局から失礼します。お手元に、利用状況調査のリストをお配りしております。記入例を見て下さい、説明させていただきます。基本的には昨年と変更はない調査となっております。農地の形状ですが、○が耕作地又は不作付け地で草刈り管理しているもの、AがA分類で再生利用が可能な荒廃農地、BがB分類で再生利用が困難と見込まれる農地、外が農地以外に転用された土地で、「―」が調査不能、場所がわからない等です。今回のリストですが、昨年、外であったもの、それから調査不能であったものについては、リストから外させていただいております。Bについては、黒塗りしております。Bが○になった場合には記入していた</p>

	<p>だきたいのですが、Bについては除いています。○とAに対して重点的に見ていただければと思います。記入欄ですが、調査日を入れていただき、今年は、2022年の形状で薄い文字ですが、昨年の結果を印刷させていただきます。変更が無い場合は、調査日のみを記入していただくような、様式にしております。昨年の結果と違う場合は、横線で消して正しいものを記入して下さい。提出は、10月末を目標にできればと思います。よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さんからのご意見ご質問はございませんか。</p>
後藤委員	<p>大佐の場合、農協は今の中学校から●●の間の付近なら受け入れるが、新たなところは引き受けませんと言われていています。田治部とか布瀬とか引受できませんとの状況です。</p>
平田主査	<p>それでは次回の総会ですが、9月12日(月)午前9時30分から、南庁舎3階大会議室となっております。また10月は14日(金)午前9時30分からで場所は南庁舎1階会議室Cでいかがでしょうか。</p>
会 長	<p>他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(ありません。)</p>
会 長	<p>閉会を仲田代理にお願いします。</p>
仲田代理	<p>以上で総会を閉会します。本日は、お疲れ様でした。</p> <p>(閉会挨拶)</p>
	<p>(閉会時刻 午前 11 時 00 分)</p>

令和4年8月23日作成